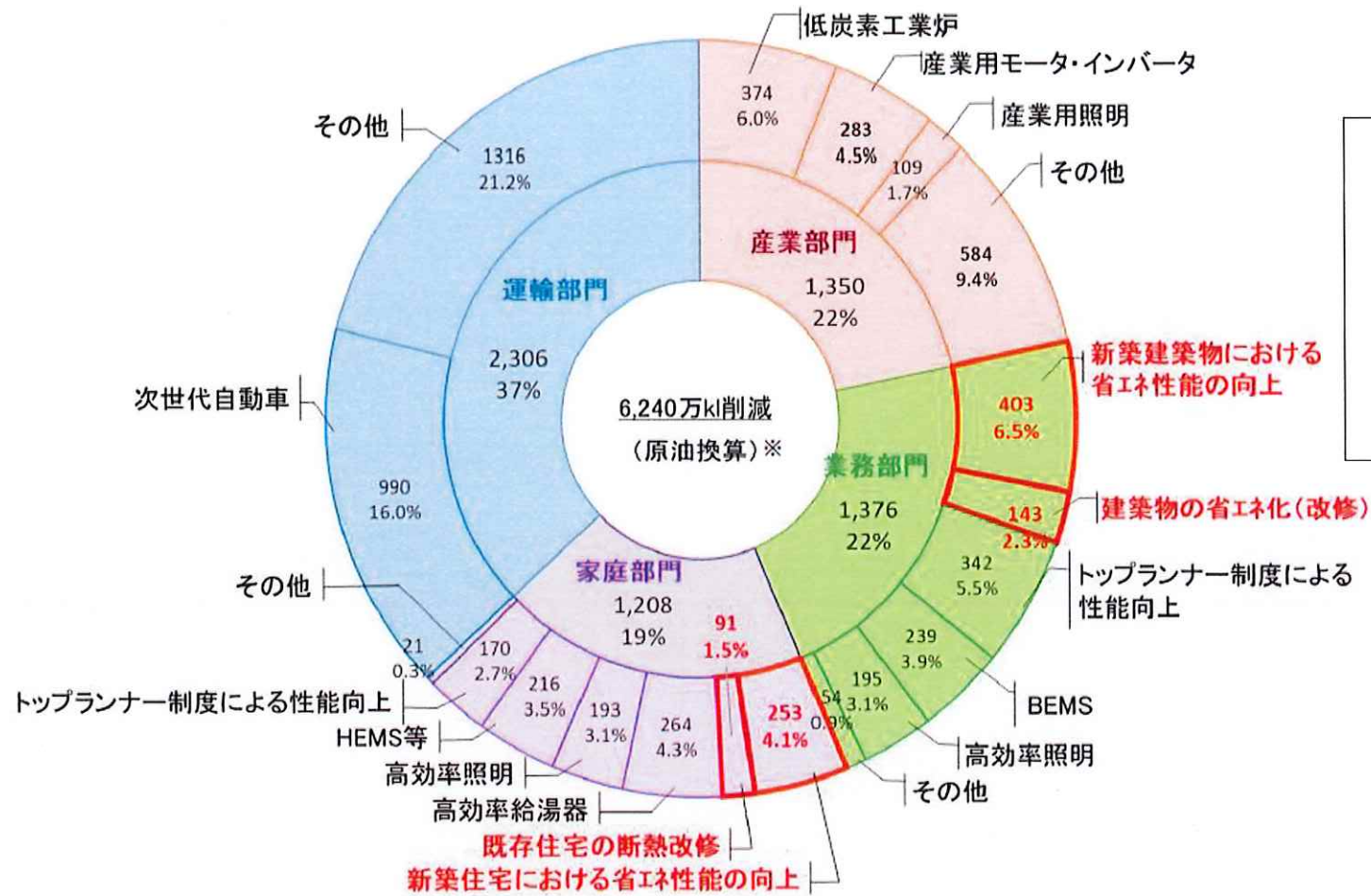


地球温暖化対策計画(R3.10)における削減目標



地球温暖化対策計画等における削減目標の変化

(単位:原油換算 万kl)

	従前計画	新計画	増減
全体	5,030	6,240	1,210
住宅・建築物	730	889	159
全体に占める割合(%)	約14.5%	約14.2%	-

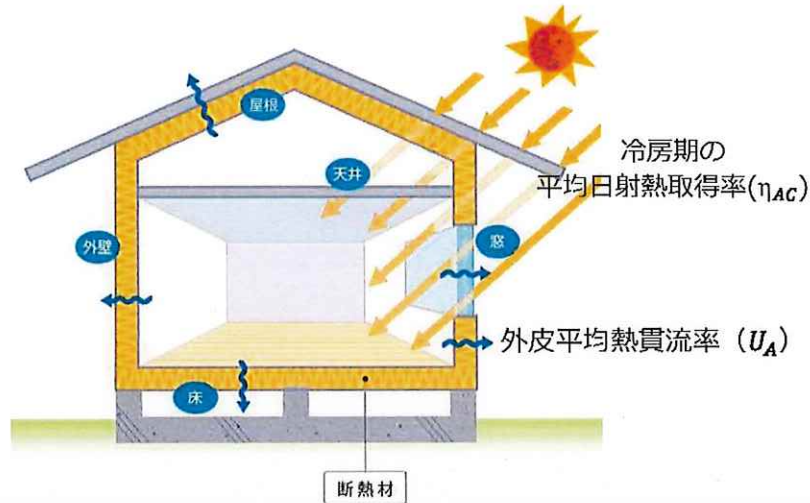
※地球温暖化対策計画(H28.5)の削減目標:5030万kl程度

出典: 社会資本整備審議会答申資料より高橋千鶴子事務所で作成

省エネ性能に係る上位等級の創設

断熱等性能等級

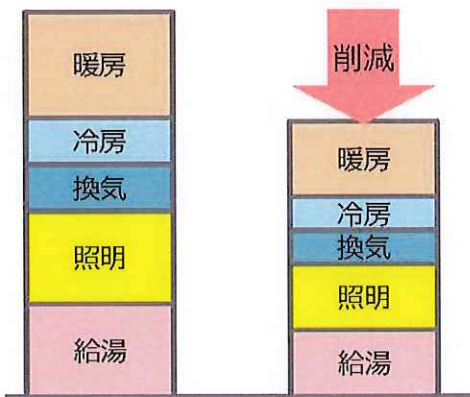
外壁、窓等を通しての熱の損失を防止する性能



等級 7 (戸建住宅のみ)	ZEH基準	本年10月 施行予定
等級 6 (戸建住宅のみ)		
等級 5	省エネ基準	本年4月施行
等級 4		
等級 3		
等級 2		
等級 1		

一次エネルギー消費量等級

一次エネルギー消費量の削減の程度を示す性能

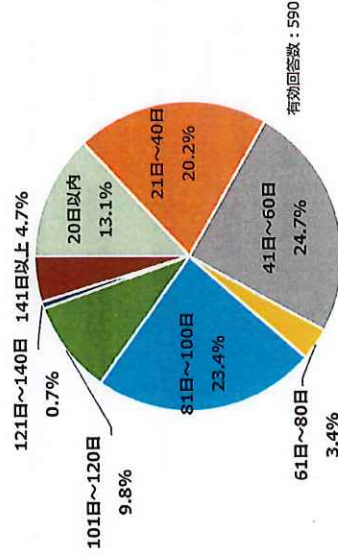


等級 6	ZEH基準 (省エネ基準▲20%)	本年4月施行
等級 5	省エネ基準▲10%	
等級 4	省エネ基準	
等級 3 (既存住宅のみ)		
—		
等級 1		

2. 住宅設備の納期の影響

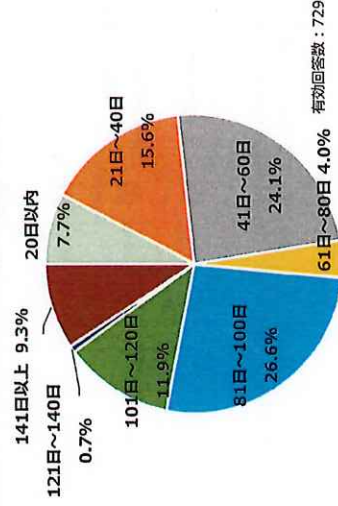
(1) 給湯設備の納期の状況

① 3月に納品された給湯設備はいつ発注したのか
納品までの 平均日数：66.7日 最大日数：240日

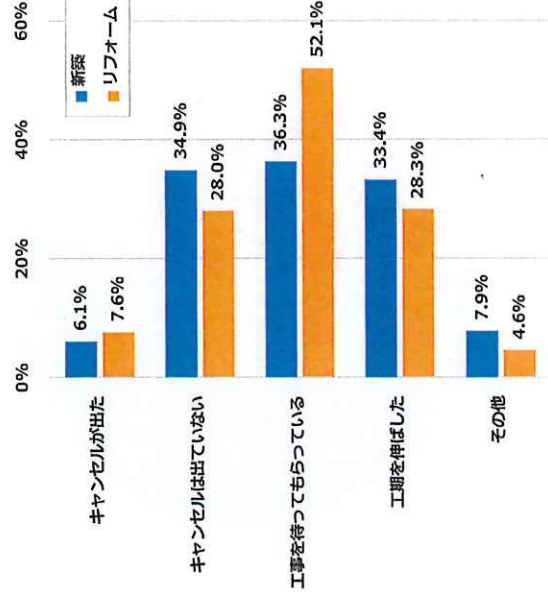


② これまでで発注から納品まで最大でかかった日数

納品までの 平均日数：77.8日 最大日数：270日



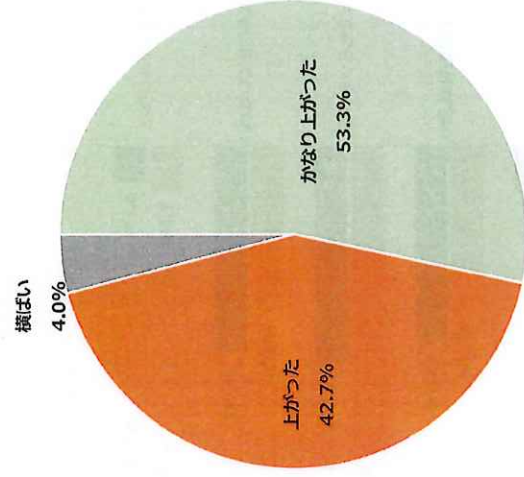
(2) 給湯設備や衛生設備の納品遅延による新築・リフォームの受注工事への影響



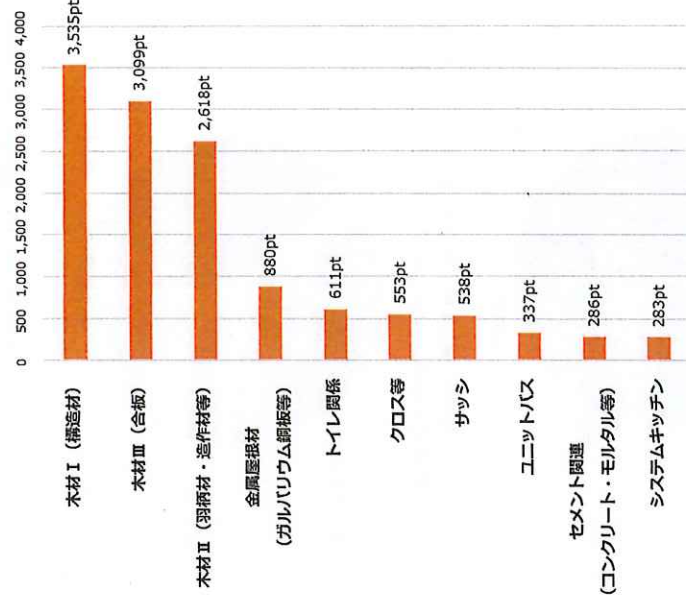
3. 建材・住宅設備の価格高騰の影響 (2020年3月との比較)

(1) 工事原価の状況「かなり上がった」53.3%

(2) 工事原価上昇に影響している建材・住宅設備



(1) 工事原価の状況	有効回答数	割合
かなり上がった	544	53.3%
上がった	436	42.7%
横ばい	41	4.0%
合計	1,021	100.0%



ポイント算出方法-上昇の影響の高い順位の回答数×各順位のポイント数
(1位…5pt 2位…4pt 3位…3pt 4位…2pt 5位…1pt)

二以上の直通階段の設置が求められる建築物

○ 建築基準法令第121条第1項に基づき、建築物の避難階以外の階が次のいずれかに該当する場合には、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設置することが求められる。

二以上の直通階段の設置が要求される建築物	規制強化時点
一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの	
二 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が1,500㎡を超えるものに限る。)の用途に供する階でその階に売場を有するもの	
三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの ※以下を除く 一 五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられているもの 二 避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が100㎡を超えないもの イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設 ハ ヌードスタジオその他これに類する興行場(劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。) ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設 ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗	S49.1 イ新設 H15.7 ロ～ホ追加
四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ50㎡を超えるもの	S49.1児童福祉施設等追加
五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ100㎡を超えるもの	
六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの ※以下を除く 一 第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられているもの ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては200㎡を、その他の階にあつては100㎡を超えるもの	S49.1新設

※主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物については、上表の「50㎡」を「100㎡」と、「100㎡」を「200㎡」と、「200㎡」を「400㎡」とする。(令第121条第2項)